一般社団法日本解剖学会会費規程

(目的)

第1条 本規程は定款第14条により、本学会の会費について必要な事項を規定する。

(入会金)

第2条 本法人の会員になろうとする者は、入会金 1,000円および当該事業年度の会費を納めなければならない.

(年会費)

- 第3条 代議員以外の正会員の年会費は10,000円とする。但し、学部学生・大学院生の者は、別途 定める申請により、学生優遇会費制度による年会費 6,000円の適用を受けることができる.
 - 2 代議員の年会費は13,000円とする. 尚、当該事業年度の途中で代議員に就任した者は、正会員会費との差額を納めなければならない.
 - 3 団体会員の年会費は15,000円とする. 但し、書店取扱分については12,000円とする。
 - 4 賛助会員の年会費は年額1口20,000円とする.
 - 5 永年会員推挙時に必要となる終身会費は承認される事業年度分を含め、12万円を一括前納しなければならない。
 - 6 名誉会員は定款第14条により、会費を免除する。
 - 7 海外名誉会員は名誉会員と同等の扱いとする。

(休会)

- 第4条 正会員は次のいずれかに該当する場合、休会申請を提出し、常務理事会で承認されれば、 一度の休会申請につき最長で3事業年度の間、休会することができる。
 - (1) 病気で長期の療養を要するとき
 - (2) 出産や育児により学会活動から離れるとき
 - (3) 留学等で海外に滞在するとき
 - (4) その他やむを得ない理由により会員としての活動が行えないとき
 - 2 前項により休会が認められた正会員は会費を免除する。
 - 3 休会期間中の取り扱いは下記の通り定める。定めのない事項については、別に定める。
 - (1) 解剖学雑誌、ならびにAnatomical Science International (以下、会誌とする) の頒布は行われない
 - (2) 全国・支部学術集会への参加、ならびに会誌での発表は非会員扱いとする
 - (3) 理事会ならびに社員総会における議決権は有しないものとする
 - (4) 会員歴は通算されない
 - 4 休会の延長、ならびに再申請については常務理事会で判断する。

(学生優遇会費制度)

- 第5条 新しく入会しようとする学部学生・大学院生は、入会申込書に在学証明書を添付して学生 優遇会費制度の適用を受けることができる.
 - 2 翌事業年度以降も学生優遇会費制度の適用を受けようとする者は、毎年10月末日迄に、在学 証明書を添付し事務局まで申請するものとする. 当該事業年度末までに申請のない場合は、翌 事業年度より正会員の年会費が請求されるものとする.

(海外在住会員)

第6条 海外に在住する正会員は、会誌送料として年会費の他に別途1,000円を納めなければならない.

(規程の改廃)

第7条

本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員に報告する。

附則

- 1. 本規程は平成25年3月29日より施行する。
- 2. 本規程は平成29年3月28日より施行する。